

茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン

(令和8年4月改定)

茨 城 県

第1 趣旨

大規模小売店舗（以下「大型店」という。）は、広い地域から集客を図り、物販にとどまらず、消費者の多様なニーズを満たす等、人々の日常生活に欠かせない施設であり、消費者の日常生活への影響、環境面をはじめ、まちづくりや地域経済への影響も顕著であることから、地域社会の一員としてその果たすべき役割はますます大きくなっております。

このため、国では、平成19年2月に大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）第4条に規定する「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を改正し、大型店の社会的責任の一環として、まちづくりへの貢献について、自主的な取組を積極的に行うことを強く期待する旨が明記されました。

これを受け、本県では、平成19年4月以降、大店立地法の届出書に地域貢献活動の取組の記載を求めており、さらに、平成22年4月には、大型店と地域が連携した活力あるまちづくりや地域産業の活性化などの取組をより促進するため、「茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

今後も、地域社会の一員である大型店において、ガイドラインに掲げた地域貢献活動について、積極的な取組が行われることを強く期待しております。

第2 対象となる店舗

店舗面積が1万㎡を超える大型店（以下「特定大型店」という。）

第3 地域貢献活動の取組

地域貢献活動の取組項目や内容を示しましたので、積極的な取組に努めてください。

地域貢献活動の具体的な取組内容は、大店立地法の大規模小売店舗届出書（様式第2号）の末尾に記載願います。

1 地域づくりへの協力

(1) 市町村が実施するまちづくりに向けた取組への協力

市町村が行う景観づくりや環境対策などに協力してください。

(2) 中心市街地活性化に向けた取組への協力

中心市街地活性化のために実施される各種取組への参加や特定大型店として培ったノウハウの提供などにより協力してください。

(3) 地域イベントやボランティア団体等の活動への参加・協力

商工会議所、商工会等が実施する共同売出しへの参加・協力、地域におけるイベント、祭り、伝統行事などへの参加・協力や社会貢献活動等を行う団体に対する場所の提供などにより協力してください。

(4) 地域との意見交換会の開催

特定大型店の立地後において、地域貢献活動の取組や、店舗立地による影響等について、地域の関係者等（商工会議所又は商工会、市町村、店舗周辺の自治会やまちづくり団体等）との意見交換を行う場を設けるよう努めてください。

なお、意見交換会は少なくとも年1回、3年間は開催し、それ以降も地域の要請等に応じて開催してください。

2 地域産業活性化への協力

- (1) 施設の設置者及びテナントの商工会議所・商工会、商店街振興組合等への加入
施設の設置者及びテナントは、商工会議所、商工会、商店街振興組合、商店会等への加入に努めてください。
- (2) 県産品の積極的な販売、PRや販売促進への協力
県産品コーナーの設置等による県産品のPRや販売促進を通じ、地産地消の推進に協力してください。
- (3) 地域及び県内の観光振興への協力
立地する地域及び県内の観光地やイベントなどに関する情報発信やイベント時の会場提供などに協力してください。

3 地域雇用確保への協力

- (1) 地域及び県内からの優先的な雇用への協力
立地する地域及び県内からの優先的な雇用に配慮してください。
- (2) 正社員採用による安定的な雇用への協力
正社員としての採用による安定的な雇用の確保に配慮してください。
- (3) 障害者や高齢者、ひとり親等の雇用（再雇用含む）への協力
障害者の雇用の促進に関する法律を遵守した障害者雇用の推進、高齢者雇用機会の提供、ひとり親の雇用などに配慮してください。
- (4) インターンシップの受入れへの協力
地元大学、専門学校、高等学校等からのインターンシップの受入れに配慮してください。

4 防災・防犯・環境対策等の推進

- (1) 災害発生時や地域防災への協力
災害発生時における緊急物資の提供、避難場所や救護場所としての敷地の提供などに協力してください。
- (2) 防犯・青少年の非行防止対策の実施
駐車場等への適切な照明の設置、警備員・従業員の巡回、防犯カメラの設置や地域が行う防犯活動への参加・協力などにより防犯・青少年の非行防止に努めてください。
- (3) 環境対策の推進
地球温暖化防止や省エネルギー等に資する対策に努めてください。

5 多様性に配慮した店舗づくりの推進

- (1) ユニバーサルデザインの導入
誰もが利用しやすい施設の設置や運営などユニバーサルデザインの導入に努めてください。
- (2) 子ども・高齢者・障害者等への配慮
ベビーカーの配置、授乳室・託児所の設置や高齢者・障害者等が利用しやすい施設の整備などに努めてください。

6 撤退時等における配慮

- (1) 撤退時期等についての地域住民や地方公共団体等への早期の情報提供
撤退時期やその後の対応について、できる限り早期に地域住民や県、市町村等に情報提供を行ってください。

(2) 後継店舗の確保や従業員の再就職先の斡旋

地域住民の利便性が低下することや失業者の発生がないよう、後継店舗を早期に確保し、また他企業、関係機関等と連携し、離職者の再就職が円滑に進むように努めてください。

(3) 店舗閉鎖に伴う環境悪化を防止するための建物等の管理

十分な建物管理を行い、環境や景観の悪化を引き起こさないように努めてください。

第4 特定大型店に該当しない店舗について

特定大型店に該当しない店舗についても、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、自主的な取組に努めてください。

附 則

このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。